

## 岐阜県の人事行政の運営等の状況

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岐阜県条例第4号）第6条の規定により、岐阜県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表します。

令和7年9月26日

### 一 人事行政の運営の状況

#### 1 任用の状況

##### (1) 採用の状況

令和6年度に「各任命権者において人事委員会へ採用試験実施を依頼した職種」及び「各任命権者において選考を実施した職種（例：任期付職員、看護師等）」についての採用状況です。（ただし、採用者数については、人事交流等により、合格後他の任命権者に配属された者も試験実施依頼又は選考を実施した任命権者欄に記載しています。）

（単位：人）

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	最終合格者数	採用者数
知事	大学卒程度	行政I※注1	194	71	41
		行政II※注2	478	30	23
		福祉I※注1	8	4	4
		福祉II※注2	22	5	3
		心理I※注1	3	2	2
		心理II※注2	35	7	5
		農学I※注1	6	1	1
		農学II※注2	46	13	8
		畜産I※注1	2	2	2
		水産I※注1	4	2	2
		森林科学I※注1	4	3	3
		森林科学II※注2	20	15	10
		土木I※注1	1	0	0
		土木II※注2	50	33	21
		建築I※注1、注3	1	1	0
		建築II※注2、注3	14	3	2
		農業土木I※注1	1	0	0
		農業土木II※注2	17	10	7
		電気I※注1、注3	3	1	1
		電気II※注2、注3	7	1	0
		機械I※注1、注3	1	0	0
		機械II※注2、注3	10	3	2
		化学I（水道）※注1	2	1	1
資格免許職	資格免許職	薬剤師I※注1	0	0	0
		薬剤師II※注2	15	7	5
		保健師I※注1	2	1	1
		保健師II※注2	27	12	12
		臨床検査技師A I※注1	3	2	2
		臨床検査技師A II※注2	10	4	4
		管理栄養士I※注1	15	5	5
		精神保健福祉士I※注1	1	1	0

(単位：人)

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	最終合格者数	採用者数
(知事)	(資格免許職)	司書	26	2	2
	短大・高校卒程度	事務A※注 <sup>4</sup>	32	10	6
		事務B(東濃)※注 <sup>5</sup>	9	3	1
		事務B(飛騨)※注 <sup>5</sup>	6	2	0
		事務(社会人枠)	74	5	4
		農業	6	4	4
		農業土木	6	6	2
		林業	5	4	3
		土木A※注 <sup>4</sup>	8	6	6
	障がい者対象※注 <sup>3</sup>	行政	9	3	3
		事務	2	1	1
	採用選考	史学	2	1	1
		学芸員	29	3	3
		保育士	0	0	0
		試験研究機関研究員	11	6	4
		医師(公衆衛生)	2	2	2
		助産師	1	1	1
		看護師	6	5	5
		獣医師(SPI方式)	10	10	5
		獣医師	2	2	1
		歯科技工士	1	1	1
		情報科学芸術大学院 大学教員	2	1	1
		技能労務職(自動車運転士)	10	3	2
		技能労務職(農業技手)	5	4	3
社会人経験者		事務一般	92	20	16
		情報	15	3	1
		史学	8	1	1
		司書	47	1	1
		助産師	0	0	0
		看護師	3	1	1
		薬剤師	1	1	1
		獣医師	5	5	4
		保健師	6	1	1
		福祉	9	3	3
		心理	3	2	1
		農学	2	0	0
		森林科学	9	2	2
		土木	4	1	1
		職業訓練指導員	6	2	2
		電気	2	0	0
特定任期付職員	ヘリコプター操縦士	1	1	1	
	一般任期付職員	東濃保健所長	1	1	1
		精神保健福祉センター所長	1	1	1
		中央子ども相談センター所長	1	1	1

(単位：人)

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	最終合格者数	採用者数
(知事)	(一般任期付職員)	連携推進監兼 家畜防疫対策監	1	1	1
		東農家畜保健衛生所長	1	1	1
	任期付職員	事務	10	3	3
		職業訓練指導員	1	1	1
		機械	1	1	1
	任期付短時間勤務職員	事務	20	17	17
		職業訓練指導員	2	2	2
	育休任期付職員	事務	10	9	9
		司書	2	2	2
		管理栄養士	2	2	2
		保健師	0	0	0
		化学	1	1	1
		作業療法士	0	0	0
		福祉	0	0	0
		看護師	0	0	0
		保育士	0	0	0
		薬剤師	0	0	0
		心理	0	0	0
		農学	1	0	0
		獣医師	0	0	0
		森林科学	0	0	0
林政部長	採用選考	森林文化アカデミー教員	3	1	1
教育委員会	教員採用選考	小学校	461	232	238
		中学校	409	144	127
		高等学校	455	92	87
		特別支援学校	144	60	58
		養護教諭	157	13	13
		栄養教諭	28	1	1
		理療科教諭	2	1	1
		実習助手	69	14	11
	市町村立小中学校 事務職員	大学卒程度	14	6	5
		短大・高校卒程度	9	2	2
		社会人経験者	56	2	2
		障がい者対象	3	1	1
警察本部長	警察官	警察官AⅡ(男性)※注6	178	77	53
		警察官AⅡ(女性)※注6	60	29	16
		警察官B(男性)※注7	125	57	51
		警察官B(女性)※注7	40	15	15
	大学卒程度	警察行政	41	16	15
		建築I※注3	1	1	0
		建築II※注2、注3	14	4	1
		電気I※注3	3	1	0
		電気II※注2、注3	7	2	0
	短大・高校卒程度	警察事務	35	11	5
	採用選考	サイバー犯罪捜査官	2	1	1

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	最終合格者数	採用者数
(警察本部長)	(採用選考)	柔道及び剣道の実科指導に従事する職	3	1	1
	障がい者対象 <sup>※注3</sup>	行政	9	3	0
		事務	2	1	0

- (注1) (職種名) I → 1次試験で教養・専門試験を行う試験  
 (注2) (職種名) II → 1次試験でS P I 3を行う試験  
 (注3) 大学卒程度試験（建築・電気に関する。）及び障がい者対象試験は、知事部局と警察本部が同時に試験を実施  
 (注4) 事務A・土木A→岐阜県全域での勤務を希望する者を対象とした試験  
 (注5) 事務B→地域限定での勤務を希望する者を対象とした試験  
 (注6) 警察官A II→大学を卒業した者（見込みを含む。）を対象とした試験  
 (注7) 警察官B→上記警察官Aの学歴以外の者を対象とした試験

(2) 昇任の状況

令和7年4月1日付け（令和6年度途中を含む。）で昇任した職員数です。  
各任命権者の機関別に集計しています。

(単位：人)

区分（注）		知事 部局	教育 委員会	警察 本部	議会 事務局	監査委員 事務局	選挙管理 委員会 事務局	人事 委員会 事務局	国際園芸 アカデミー	森林文化 アカデミー
行政職等	部長級への昇任	6								
	次長級への昇任	16							1	
	課長級への昇任	90	11	7						2
	課長補佐級への昇任	91	18	8					1	
	主査級への昇任	99	11	21	3					
	主任級への昇任	112	23	10	1	1				
公安職	職長等への昇任									
	警視への昇任			15						
	警部への昇任			18						
	警部補への昇任			43						
教育職	巡査部長への昇任			40						
	学長への昇任									
	教授等への昇任									
	准教授への昇任									
	講師への昇任									
				117						
				165						

(注) 区分については、以下のとおりです。

また、特に断り書きのない場合、以降の表記においても同様とします。

国際園芸アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた農政部長を任命権者とする県立の専修学校

森林文化アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた林政部長を任命権者とする県立の専修学校

### (3) 職員数の状況

任命権者の機関別の職員数の状況と主な増減理由です。

区分	職員数(注)			主な増減理由
	令和7年 4月1日 人	令和6年 4月1日 人	増減数	
知事部局	4,678	4,670	8	児童相談所体制強化等による増員
議会事務局	28	26	2	育休取得等による増員
選挙管理委員会事務局	4	4	0	
教育委員会	15,523	15,697	▲174	欠員不補充などによる減員
監査委員事務局	21	19	2	再任用常勤職員の増員
警察本部	4,015	4,003	12	欠員補充による増員
人事委員会事務局	12	12	0	
国際園芸アカデミー	20	19	1	業務量増加に伴う増員
森林文化アカデミー	43	42	1	教員の増員
合計	24,344	24,492	▲148	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

## **2 人事評価の状況**

知事部局においては、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、職員の人事評価を実施しています。

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を目指しています。

また、人事評価の項目、基準、実施方法等をあらかじめ明示し、職員自らの業務目標設定・自己評価、評価者との面談等をはじめ、本人へ評価結果を開示することにより、客観性・透明性を確保する評価制度として運用しています。

なお、教育委員会及び公安委員会等においてもそれぞれ実施要綱を制定し、知事部局と同様の人事評価を実施しています。

人事評価制度の概要

人事評価		
	業績評価	能力評価
評価期間 (基準日)	4/1～9/30 (9/30) 10/1～3/31 (1/31)	10/1～9/30 (9/30)
手法	絶対評価	
観点	業務目標の達成状況を含む職務全般における遂行状況を評価	
評価基準	あらかじめ明示	
結果	開示	
面談(伝達)	期首面談、評価面談(年2回)、結果開示伝達(年2回)	
苦情対応	苦情相談、苦情処理	

### 3 給与の状況

#### (1) 総括

##### ① 人件費の状況（普通会計決算見込）

令和6年度普通会計決算見込額における県の歳出額やそれに占める人件費の割合は、次のとおりです。

なお、この人件費には、一般行政部門の職員、小・中・高校の教員、警察官等の給料、諸手当、退職手当などの他、知事、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

区分	住民基本台帳人口※ (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度 人件費率
						%
6年度	人 1,951,292	千円 881,494,964	千円 6,705,838	千円 237,664,057	27.0	25.9

※平成24年度から外国人住民を含む。

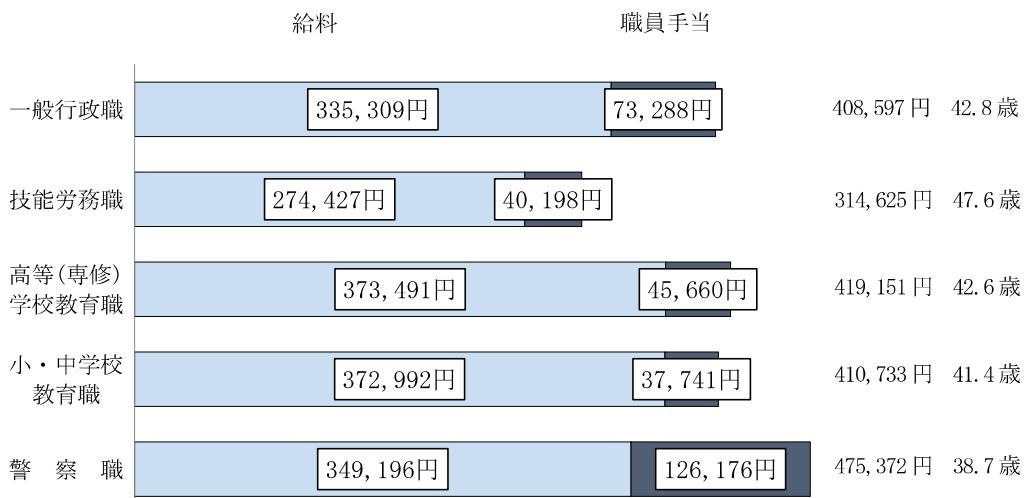
##### ② 職員給与費の状況（普通会計予算）

令和7年度普通会計当初予算に計上された給与費の内訳と職員数は、次のとおりです。なお、職員手当には、退職手当は含まれていません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	人 26,295	千円 109,520,828	千円 18,988,358	千円 46,211,633	千円 174,720,819	千円 6,645

#### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

##### ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）



② 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		岐阜県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	229,200円	220,000円
	高校卒	197,300円	188,000円
技能労務職	高校卒	195,300円	—
高等学校教育職	大学卒	256,000円	—
小・中学校教育職	大学卒	256,000円	—
警察職	大学卒	258,800円	255,200円
	高校卒	229,300円	216,400円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	293,923円	357,537円	379,496円	401,205円
	高校卒	256,656円	315,745円	323,266円	363,237円
技能労務職	高校卒	(13年) 251,200円	260,733円	(26年) 303,300円	(28年) 259,750円
	大学卒	344,957円	406,050円	433,075円	447,386円
高等学校 教育職	高校卒			(26年) 336,752円	362,544円
	大学卒	287,307円	339,248円		
小・中学校 教育職	大学卒	345,971円	405,175円	427,414円	435,973円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
警察職	大学卒	313,918円	388,909円	413,796円	426,181円
	高校卒	295,217円	360,687円	397,550円	417,134円

(注) 表頭の経験年数に該当する職員が1人以下の場合は、未掲載又は近似の階層の職員の平均給料月額を記載しています。 ( ) 内の数字が経験年数です。

### (3) 級別職員数等の状況

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づく給料表の区分による職員数です。各給料表の職員数には任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項及び第4条、第5条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に規定する職員）を含みます。合計欄、内訳欄及び職制上の段階欄の括弧書きの数字は、再任用職員の人数です。

なお、各欄の%と合計の%は、端数処理（四捨五入）の関係で一致しないことがあります。

#### ① 普通会計職員の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	主事又は技師の職務	972	16.7%	主事	756	1,426 (38)	24.6%	係員級
				技師	216			
				計	972			
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行なう主事又は技師の職務	454 (38)	7.8%	主事	345			
				技師	67			
				主任	4			
				主任（再任用）	32			
				主任技師（再任用）	6			
				計	454			
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務	2,084 (55)	35.9%	主任	710	2,084 (55)	35.9%	係長級
				主任技師	236			
				主査	679			
				技術主査	272			
				主査（再任用）	41			
				技術主査（再任用）	13			
				係長心得	5			
				障がい者職業能力開発校科長心得	2			
				指導主事	28			
				管理主事	5			
				教育主任	1			
				係長（警察）	91			
				係長（警察）（再任用）	1			
				計	2,084			
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長の職務	660 (100)	11.4%	係長	463	1,475 (100)	25.4%	課長補佐級
				課長補佐	80			
				技術課長補佐	1			
				課長補佐（再任用）	77			

				技術課長補佐（再任用）	22		
				主査	3		
				子ども相談センター課長（中濃 子ども相談センター家庭支援 課長に限る。）	1		
				国際たくみアカデミー科長	1		
				障がい者職業能力開発校訓練 部次長	1		
				師範（再任用）	1		
				警察署課長	10		
				計	660		
5級	困難な業務を行う 課長補佐又は技術 課長補佐の職務	815	14.0%	課長補佐	518		
				技術課長補佐	204		
				副検査監	2		
				県税事務所自動車税出張所長	1		
				消防学校教頭	1		
				発達障害者支援センター課長	1		
				子ども相談センター課長（総務 課長、家庭支援第一課長並びに 西濃子ども相談センター、中濃 子ども相談センター及び飛騨 子ども相談センターの家庭支 援課長を除く。）	4		
				わかあゆ学園課長（総務課長 を除く。）	1		
				国際たくみアカデミー課長	2		
				文化財保護センター課長（総務 課長を除く。）	1		
				病害虫防除所飛騨支所長	1		
				家畜保健衛生所課長（東濃家畜 保健衛生所の保健衛生課長に 限る。）	1		
				犀川管理事務所長	1		
				長良川上流河川開発工事事務 所課長	1		
				事務長	44		
				事務長補佐	17		
				国際園芸アカデミー課長（総務 課長を除く。）	1		
				交通管制センター所長	1		
				警察学校校長補佐	1		

				センター長補佐	1			
				師範	1			
				警察署課長	10			
				計	815			
6級	本庁の課長の職務	670 (3)	11.5%	課長	77	732 (4)	12.6%	課長級
				管理監	6			
				主幹	7			
				担当主幹	14			
				総務事務センター長	1			
				岐阜地域環境室長	1			
				岐阜地域産業労働室長	1			
				室長	24			
				管理調整監	56			
				広聴監	1			
				財政企画監	1			
				人事管理対策監	1			
				人材活用対策監	1			
				文書管理監	1			
				審理監	1			
				改革推進監	1			
				職員健康管理監	1			
				財産活用企画監	1			
				設備管理監	2			
				認定審査監	1			
				デジタル政策調整監	1			
				防災情報管理監	1			
				地域防災支援監	1			
				防災対策監	1			
				防災航空センター長	1			
				防災航空センター管理監	1			
				救急支援監	1			
				生物多様性企画監	1			
				エネルギー企画監	1			
				資源循環推進監	1			
				不法投棄監視監	1			
				環境安全推進企画監	1			
				環境対策推進企画監	1			
				消費生活対策監	1			
				生涯学習企画監	1			
				医療対策監	1			
				国保制度対策監	1			

		医療人材対策監	1		
		看護対策監	1		
		こころの健康推進監	1		
		感染症対策監	1		
		住宅宿泊事業対策監	1		
		福祉人材対策監	1		
		高齢者生きがいづくり推進監	1		
		介護事業者指導監	1		
		社会参加推進企画監	1		
		事業所指導監	1		
		こども政策調整監	1		
		子育て支援企画監	1		
		岐阜県子育て人材支援センタ 一長	1		
		児童虐待対策監	1		
		私学振興監	1		
		男女共同参画・女性の活躍支援	1		
		センター長			
		障がい者就労推進監	1		
		人材確保対策監	1		
		中小企業総合人材確保センタ 一長(再任用)	1		
		立地支援監	1		
		航空宇宙・ドローン産業連携監	1		
		販路開拓推進監	1		
		観光誘客企画監	1		
		国際連携推進監	1		
		芸術文化企画監	1		
		文化交流推進監	1		
		伝統技術支援監	1		
		スポーツ施設企画監	1		
		スポーツ誘致推進監	1		
		冬季国スポ推進監	1		
		学校連携企画監	1		
		技術総括監	4		
		農業研究企画監	1		
		検査監	5		
		競馬監督監	1		
		販売戦略企画監	1		
		技術指導監	2		
		花き・農業環境対策監	1		

	花と緑の振興センター長	1		
	畜産指導監	1		
	家畜防疫企画監	1		
	水産振興企画監	1		
	山地災害対策監	1		
	建設技術企画監	1		
	建設業企画監	1		
	幹線道路企画監	1		
	道路管理企画監	1		
	技術管理監	1		
	土砂災害対策監	1		
	まちづくり企画監	1		
	流域下水道経営企画監	1		
	宅地建物取引業対策監	1		
	建築構造審査監	1		
	盛土対策調整監	1		
	入札執行管理監	1		
	ぎふ建築担い手育成支援センター長	1		
	住宅活用推進監	1		
	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監	1		
	会場整備監	1		
	財務会計システム開発企画監	1		
	出納審査監	1		
	地域出納審査監	1		
	ねんりんピック推進事務局次長	3		
	県事務所副所長	7		
	県事務所課長	23		
	職員研修課長	1		
	歴史資料館長	1		
	県税事務所副所長	1		
	県税事務所課長	12		
	県税事務所連携調整監	1		
	自動車税事務所長	1		
	自動車税事務所課長	1		
	東京事務所課長	1		
	消防学校長	1		
	県民生活相談センター所長	1		
	保健所副所長	7		

		岐阜地域福祉事務所長	1		
		岐阜地域福祉事務所課長	2		
		保健環境研究所課長	1		
		衛生専門学校課長	1		
		看護専門学校課長	2		
		希望が丘こども医療福祉センター課長	1		
		希望が丘こども医療福祉センター室長	1		
		精神保健福祉センター課長	1		
		食肉衛生検査所課長	1		
		身体障害者更生相談所長	1		
		知的障害者更生相談所長	1		
		子ども相談センター所長（東濃）	3		
		子ども相談センター所長を除く。）			
		子ども相談センター副所長	1		
		子ども相談センター副所長（再任用）	1		
		子ども相談センター課長（総務課長、家庭支援第一課長並びに西濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	8		
		わかあゆ学園長	1		
		わかあゆ学園課長（総務課長に限る。）	1		
		女性相談支援センター所長	1		
		計量検定所長	1		
		国際たくみアカデミー校長	1		
		国際たくみアカデミー部長	2		
		障がい者総合就労支援センター所長	1		
		障がい者総合就労支援センター副所長（再任用）	1		
		障がい者総合就労支援センター一部長	1		
		障がい者職業能力開発校部長	1		
		情報科学芸術大学院大学課長	2		
		産業技術総合センター副所長	1		
		産業技術総合センター課長	1		

岐阜関ヶ原古戦場記念館課長	2
旅券センター所長	1
美術館副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）	1
美術館課長	2
現代陶芸美術館部長	1
図書館課長	3
博物館部長	1
高山陣屋管理事務所長	1
文化財保護センター所長	1
文化財保護センター課長（総務課長に限る。）	1
農林事務所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所の所長を除く。）	5
農林事務所副所長（中濃農林事務所の副所長を除く。）	15
農林事務所課長	45
農業技術センター課長	1
畜産研究所課長	1
水産研究所課長	1
農業大学校副校長	1
農業大学校課長	3
病害虫防除所長	1
家畜保健衛生所副所長	1
家畜保健衛生所課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	1
ぎふ木遊館課長	1
土木事務所長（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長を除く。）	6
土木事務所副所長	19
土木事務所課長	51
土木事務所道路調整監	11
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長	1

				岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所副所長	1
				流域浄水事務所長	1
				流域浄水事務所総務課長	1
				建築事務所長	4
				建築事務所課長	1
				リニア推進事務所長	1
				リニア推進事務所課長	1
				教育主管	5
				教員人事管理監	1
				総合教育センター長心得	1
				研修企画監	1
				生徒指導企画監	2
				管理指導監	1
				地域管理監	1
				教育施設整備監	1
				教育事務所長（岐阜教育事務所及び飛騨教育事務所の所長を除く。）	4
				教育事務所課長	11
				事務部長	39
				国際園芸アカデミー課長（総務課長に限る。）	1
				森林文化アカデミー事務局長	1
				森林文化アカデミー森林総合教育センター長	1
				森林文化アカデミー課長	3
				森林文化アカデミー森林技術開発・支援センター長	1
				監査企画監	1
				調査官	2
				管理監（警察本部）	14
				監査室長	1
				警察署管理監	2
				計	670
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	62 (1)	1. 1%	次長	1
				課長	51
				県税事務所長（東濃県税事務所の所長に限る。）	1

				子ども相談センター所長（東濃 子ども相談センターの所長に 限る。）	1			
				木工芸術スクール校長	1			
				旅券センター副所長（再任用）	1			
				農林事務所副所長（中濃農林事 務所の副所長に限る。）	1			
				ぎふ木遊館長	1			
				教育主管	2			
				教育事務所長（岐阜教育事務所 及び飛騨教育事務所の所長に 限る。）	2			
				計	62			
8級	本庁の次長の職務	65	1.1%	次長	25	65	1.1%	次 長 級
				副局長	2			
				出納事務局長	1			
				ねんりんピック推進事務局長	1			
				土木技監	1			
				県事務所長（西濃県事務所及び 可茂県事務所の所長を除く。）	5			
				職員研修所長	1			
				県税事務所長（東濃県税事務所 の所長を除く。）	4			
				東京事務所長	1			
				希望が丘こども医療福祉セン ター副所長	1			
				情報科学芸術大学院大学事務 局長	1			
				岐阜関ヶ原古戦場記念館副館 長	1			
				美術館副館長（総務部長を兼ね るものに限る。）	1			
				現代陶芸美術館副館長	1			
				図書館副館長	1			
				博物館副館長	1			
				農林事務所長（岐阜農林事務 所、西濃農林事務所、可茂農林 事務所、恵那農林事務所及び飛 騨農林事務所の所長に限る。）	5			
				農業大学校長	1			

				土木事務所長（大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長に限る。）	4			
				教育次長	1			
				義務教育総括監	1			
				国際園芸アカデミー副学長	1			
				森林文化アカデミー副学長	1			
				労働委員会事務局長	1			
				人事委員会事務局長	1			
				総務室長	1			
				計	65			
9級	本庁の部長の職務	25	0.4%	理事	1	25	0.4%	部長級
				部長	12			
				会計管理者	1			
				秘書広報統括監	1			
				局長	2			
				県事務所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長に限る。）	2			
				図書館長	1			
				博物館長	1			
				土木事務所長（岐阜土木事務所の所長に限る。）	1			
				議会事務局長	1			
				副教育長	1			
				監査委員事務局長	1			
				計	25			
	合計	5,807 (197)	100% (3.4%)					

公安職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	巡査の職務	442	12.2%	巡査	442	970	26.7%	係員級
				計	442			
2級	1 巡査長たる巡査の職務 2 高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査の職務	528	14.5%	巡査	528			
				計	528			
3級	1 警察本部の主任の職務 2 専門的な知識経験を必要とする業務を行う巡査長たる巡査の職務	919	25.3%	主任	193	1,984 (46)	54.6%	係長級
				主任(再任用)	5			
				巡査	344			
				警察署主任	373			
				警察署主任(再任用)	4			
				計	919			
4級	1 警察本部の係長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の主任の職務	1,065	29.3%	係長	269			
				係長(再任用)	21			
				主任	91			
				主任(再任用)	3			
				警察署主任	393			
				警察署係長	275			
				警察署係長(再任用)	13			
				計	1,065			
5級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う警察本部の係長の職務	454	12.5%	課長補佐	62	567 (9)	15.6%	課長補佐級
				係長	68			
				係長(再任用)	9			
				中隊長	1			
				センター長補佐	2			
				通信司令官	1			
				検視官	5			
				警察学校校長補佐	3			
				警察署課長	83			
				警察署警部交番所長	1			
				警察署係長	219			
				計	454			

6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	113	3.1%	課長補佐	24			
				次席	23			
				副隊長	2			
				機動捜査隊副隊長	1			
				科学捜査研究所副所長	1			
				取調べ監督指導官	1			
				相談指導官	1			
				高速道路交通警察隊分駐隊長	2			
				センター長補佐	1			
				通信司令官	2			
				警察署次長(中津川警察署次長を除く。)	9			
				総務監察指導官	8			
				警察署課長	38			
計					113			
7級	警察本部の課長の職務	89	2.4%	課長	23	89	2.4%	課長級
				上席監察官	1			
				隊長	2			
				警察航空隊長	1			
				機動警察センター副センター長	1			
				管理官	6			
				監察官	2			
				総括情報管理官	1			
				調査官	17			
				秘書官	1			
				公安委員会事務室長	1			
				広報官	1			
				デジタル企画官	1			
				人事企画官	1			
				総合企画官	1			
				首席検視官	1			
				刑事指導室長	1			
				自動車運転免許試験場長	1			
				交通検査室長	1			
				災害対策室長	1			
				警察学校副校長	1			
				警察署長	10			
				警察署副署長	12			
				中津川警察署次長	1			
				計	89			

8級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務	11	0.3%	課長	1	11	0.3%	次長級				
				参事官	4							
				機動警察センター長	1							
9級	困難な業務を行う警察本部の部長の職務	13	0.4%	警察署長	5	13	0.4%	部長級				
				計	11							
合計		3,634	100%									
		(55)	(1.5%)									

教育職給料表(一)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階						
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階				
1級	大学の教務職員の職務	0	0.0%			0	0.0%	係員級				
				計	0							
2級	大学の助教又は助手の職務	0	0.0%			0	0.0%	係長級				
				計	0							
3級	大学の講師の職務	1	5.3%	講師	1	1	5.3%	課長補佐級				
				計	1							
4級	大学の准教授の職務	5	26.3%	准教授	5	5	26.3%	課長級				
				計	5							
5級	大学の教授の職務	12	63.2%	教授	9	12	63.2%	次長級				
				研究科長	1							
6級	大学の学長の職務	1	5.3%	図書館長	1	1	5.3%	部長級				
				産業文化研究センター長	1							
合計		19	100%									
		(0)	(0%)									

教育職給料表(二)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	985 (7)	18.5%	講師 養護教諭 養護助教諭 実習助手 実習助手（再任用） 寄宿舎指導員 寄宿舎指導員（再任用） 計	624 1 32 286 2 35 5 985	985 (7)	18.5%	係員級
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務	4,109 (334)	77.3%	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 養護教諭（再任用） 実習助手 実習助手（再任用） 寄宿舎指導員 栄養教諭 部主事 講師 計	3,560 321 105 4 28 9 2 18 60 2 4,109	4,109 (334)	77.3%	係長級
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長補佐級
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	134	2.5%	副校長 教頭 計	13 121 134	134	2.5%	課長級
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	86 (3)	1.6%	校長 校長（再任用） 計	83 3 86	86 (3)	1.6%	次長級
	合計	5,314 (344)	100% (6.5%)					

教育職給料表(三)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	中学校、小学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,405	12.5%	講師	1,271	1,405	12.5%	係員級
				養護助教諭	134			
				計	1,405			
2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,604 (186)	76.8%	講師	3	8,604 (186)	76.8%	係長級
				教諭	7,851			
				教諭（再任用）	173			
				養護教諭	450			
				養護教諭（再任用）	10			
				栄養教諭	114			
				栄養教諭（再任用）	3			
特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	75	0.7%	指導教諭	21	75	0.7%	課長補佐級
				主幹教諭	54			
				計	75			
3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	607	5.4%	副校長	6	607	5.4%	課長級
				教頭	601			
				計	607			
4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	505 (6)	4.5%	校長	499	505 (6)	4.5%	次長級
				校長（再任用）	6			
				計	505			
合計		11,196 (192)	100% (1.7%)					

教育職給料表(四)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	専修学校の助教又は助手の職務	1	3.7%	助教	1	1	3.7%	係員級
				計	1			
2級	専修学校の講師の職務	5	18.5%	講師	5	5	18.5%	係長級
				計	5			
3級	専修学校の准教授の職務	13 (1)	48.1%	准教授	12	13 (1)	48.1%	課長補佐級
				准教授（再任用）	1			
				計	13			

4級	専修学校の教授の職務	7	25.9%	教授	7	7	25.9%	課長級
				計				
5級	専修学校の校長の職務	1	3.7%	学長	1	1	3.7%	次長級
				計				
	合計	27	100%					
		(1)	(3.7%)					

研究職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	補助的研究を行う研究員の職務	6	2.5%	研究員	6	6	2.5%	係員級
				計	6			
2級	1 専門研究員又は主任研究員の職務 2 知識経験を必要とする業務を行う研究員の職務	117	49.4%	専門研究員	50	117	49.4%	係長級
				主任研究員	32			
				主任研究員（再任用）	1			
				研究員	34			
				計	117			
3級	主任専門研究員の職務	82	34.6%	主任専門研究員	45	82	34.6%	課長補佐級
				主任専門研究員（再任用）	9			
				部長	18			
				専門研究員	8			
				研究官	2			
				計	82			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 部長研究員の職務	27	11.4%	所長	6	27	11.4%	課長級
				部長研究員	14			
				部門長	2			
				飛騨牛銘柄推進監	1			
				主任部長研究員	1			
				食品安全検査センター長	1			
				科学検査研究所長	1			
				管理監	1			
				計	27			
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	5	2.1%	所長	4	5	2.1%	次長級
				副所長	1			
				計	5			
				合計	237			
					(10)	(4.2%)		

医療職給料表(一)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	医療業務を行う技師の職務	17	45.9%	技師	17	17	45.9%	係員級
				計	17			
2級	医療業務を行う医長又は技術主査の職務	8	21.6%	技術主査	8	8	21.6%	係長・補佐級
				計	8			
3級	1 医療機関の長の職務	4	10.8%	課長	1	4	10.8%	課長級
	2 医療業務を行う主任医長の職務			希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長	1			
				主任医長	2			
				計	4			
4級	1 困難な統括業務を行う医療機関の長の職務	8	21.6%	所長	6	8	21.6%	次長級・課長級
	2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う主任医長の職務			希望が丘こども医療福祉センター整形外科部長	1			
				希望が丘こども医療福祉センター小児科部長	1			
				計	8			
	合計	37 (0)	100% (0.0%)					

医療職給料表(二)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	技師の職務	51	22.0%	技師	51	77	33.2%	係員級
				計	51			
2級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務	26	11.2%	技師	26			
				計	26			
3級	主任技師の職務	35	15.1%	主任技師	34	85 (1)	36.6%	係長級
				主任(警察)	1			
				計	35			
4級	技術主査の職務	50 (1)	21.6%	技術主査	44			
				技術主査(再任用)	1			
				係長心得	5			
				計	50			

5級	技術課長補佐又は係長の職務	45 (9)	19.4%	技術課長補佐	10	45 (9)	19.4%	課長補佐級
				技術課長補佐(再任用)	9			
				係長	24			
				食肉衛生検査所課長	2			
				計	45			
6級	現地機関の長又は課長の職務	22	9.5%	所長	8	22	9.5%	課長級
				担当主幹	1			
				保健所課長	8			
				希望が丘こども医療福祉センター課長	1			
				食肉衛生検査所食肉検査監	1			
				家畜保健衛生所病害鑑定監	1			
				家畜保健衛生所課長	2			
				計	22			
7級	困難な業務を行う現地機関の長の職務	3	1.3%	所長	2	3	1.3%	次長級・課長級
				保健所副所長	1			
				計	3			
	合計	232 (10)	100% (4.3%)					

医療職給料表(三)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0%			61 (3)	35.5%	係員級
				計	0			
2級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務	61 (3)	35.5%	技師	58			
				主任技師(再任用)	2			
				技師(再任用)	1			
				計	61			
3級	主任技師の職務	48	27.9%	主任技師	48	74 (1)	43.0%	係長級
				計	48			
4級	技術主査の職務	26 (1)	15.1%	技術主査	21			
				技術主査(再任用)	1			
				係長心得	1			
				係長(警察)	3			
				計	26			

5級	技術課長補佐又は係長の職務	19 (6)	11.0%	技術課長補佐	3	19 (6)	11.0%	課長補佐級
				技術課長補佐（再任用）	6			
				係長	10			
				計	19			
6級	現地機関の長又は課長の職務	18	10.5%	校長	3	18	10.5%	課長級
				担当主幹	6			
				保健所課長	6			
				衛生専門学校副校長	1			
				希望が丘こども医療福祉センター看護部長	1			
				精神保健福祉センター課長	1			
				計	18			
7級	困難な業務を行う現地機関の長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次長級
				計	0			
	合計	172 (10)	100% (5.8%)					

技能労務職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	32	28.6%	技能職	32	63 (13)	56.3%	係員級
				計	32			
2級	1 技術員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	31 (13)	27.7%	技能職	15			係員級
				技能職（再任用）	8			
				主任技能職	1			
				労務職	2			
				労務職（再任用）	5			
				計	31			
3級	1 副車庫長、技師又は相当高度の技能若しくは経験を必要とする技術員の職務 2 職長（調理師長、農業班長及び土木班長をいう。以下同じ。）又は主任の職務	31	27.7%	技師	4	49	43.8%	係長級
				職長	2			
				主任	3			
				主任技能職	17			
				主任労務職	5			
				計	31			

4級	1 困難な業務を行う副車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする技師の職務 2 困難な業務を行う職長又は特に困難な業務を行う主任の職務	18	16.1%	技師	5		
				職長	3		
				主任技能職	5		
5級	1 車庫長の職務 2 極めて困難な業務を行う職長又は主任の職務	0	0.0%	主任労務職	1		課長補佐級
				主任	4		
		計		18			
	合計	112 (13)	100% (11.6%)			0	0.0%

特定任期付職員

号給	基準となる職務	合計		内訳	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職名	職員数 (人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%		0
				計	0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%		
				計	0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	1	33.3%	航空管理監	1
				計	1
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	1	33.3%	航空安全管理監	1
				計	1
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの	1	33.3%	副局長	1
				計	1
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの	0	0.0%		
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で特に重要なもの	0	0.0%		
				計	0
合計		3 (0)	100% (0.0%)		

(注) 特定任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定により採用された職員です。

② 水道事業会計職員の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	主事又は技師の職務	6	9.5%	主事	1	8 (1)	12.7%	係員級
				技師	5			
				計	6			
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	2 (1)	3.2%	技師	1			
				主任（再任用）	1			
				計	2			
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務	30	47.6%	主任	3	30	47.6%	係長級
				主任技師	9			
				主査	2			
				技術主査	16			
				計	30			
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長の職務	9 (1)	14.3%	技術課長補佐（再任用）	1	15 (1)	23.8%	課長補佐級
				係長	8			
				計	9			
5級	困難な業務を行う課長補佐又は技術課長補佐の職務	6	9.5%	課長補佐	1			
				技術課長補佐	4			
				東部広域水道事務所課長 (工務管理課長に限る。)	1			
				計	6			
6級	本庁の課長の職務	9	14.3%	課長	1	9	14.3%	課長級
				県営水道経営企画監	1			
				県営水道災害対策監	1			
				東部広域水道事務所副所長	2			
				東部広域水道事務所場長	3			
				東部広域水道事務所課長 (工務管理課長を除く。)	1			
				計	9			
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	0	0.0%					
				計	0			
8級	本庁の次長の職務	1	1.6%	東部広域水道事務所長	1	1	1.6%	次長級
				計	1			
9級	本庁の部長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		63 (2)	100% (3.2%)					

③ 工業用水道事業会計の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	100.0%	技師	1	1	100.0%	係員級
				計	1			
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0%			0	0.0%	係長級
				計	0			
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長補佐級
				計	0			
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
5級	困難な業務を行う課長補佐又は技術課長補佐の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
6級	本庁の課長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次長級
				計	0			
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
8級	本庁の次長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次長級
				計	0			
9級	本庁の部長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
	合計	1 (0)	100% (0.0%)					

④ 流域下水道事業会計職員の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職　名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	8.3%	技師	1	1	8.3%	係員級
				計	1			
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	0	0.0%			0	0	
				計				
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務	6	50.0%	主査	2	6	50.0%	係長級
				技術主査	2			
				主任技師	2			
				計	6			
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長の職務	1 (1)	8.3%	技術課長補佐（再任用）	1	5 (1)	41.7%	課長補佐級
				計	1			
5級	困難な業務を行う課長補佐又は技術課長補佐の職務	4	33.3%	技術課長補佐	2			
				流域浄水事務所課長	2			
				計	4			
6級	本庁の課長の職務	0	0.0%			0	0.0%	課長級
				計	0			
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次長級
				計	0			
8級	本庁の次長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
9級	本庁の部長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		12 (1)	100% (8.3%)					

## ⑤ 昇給の状況

この表は、令和6年度の昇給について、昇給号給ごとの職員数を示しています。

なお、令和6年度の昇給は、昇給号給数4号給を標準として行いました。

区分		合計	一般行政職	技能労務職	高等(専修)学校教育職	小・中学校職	警察職
6年度 号給数別内訳	職員数(A)	人	人	人	人	人	人
	昇給に係る職員数(B)	24,471	17,814	5,678	114	4,754	10,277
	1号給	179	55	0	10	36	78
	2号給	393	119	2	72	163	37
	3号給	1,023	250	1	209	493	70
	4号給	12,510	2,876	53	2,354	5,046	2,181
	5号給	121	118	0	0	1	2
	6号給	1,599	398	3	200	506	492
	7号給	888	215	3	208	382	80
	8号給	1,101	299	3	204	412	183
比率(B)/(A)(%)		72.8	76.3	57.0	68.5	68.5	85.6

(注) 職員数は、令和7年1月1日現在の職員数です。

## (4) 職員の手当の状況

### ① 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当は、毎年6月と12月に支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。

期末手当及び勤勉手当の平均支給額及び支給内容は、次のとおりです。

岐阜県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,744千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
一般職員 2.50月分 2.10月分	一般職員 2.50月分 2.10月分
管理・監督職員 2.10月分 2.50月分	管理・監督職員 2.10月分 2.50月分
再任用職員 1.40月分 1.00月分	再任用職員 1.40月分 1.00月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理加算 15%、25%	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理加算 10%～25%

(注) 1 管理・監督職員とは、部次長級の職員をいいます。

2 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じて計算された額に職責等に応じた調整額を加算したものが支給されます。

退職手当の支給率及び1人当たりの平均支給額は、次のとおりです。

岐 阜 縍		
(支給率)	自己都合	定年・勧奨
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～20%）		
職責等に応じた調整額加算措置（月 0～65,000 円、60 月分）		
(1人当たり平均支給額)		
自己都合：1,952 千円 定年・勧奨：17,900 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当は、民間における地域の賃金等を考慮し、人事委員会規則で定める地域区分に応じ支給され、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に、勤務する地域区分の支給率を乗じた額を支給します。

地域手当の支給実績、1人当たりの平均支給月額及び支給対象地域は、次のとおりです。

支 給 実 繢（7年4月）	157,893 千円		
支給職員1人当たり平均支給月額（7年4月）	6,492 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	22 人	19 %	20 %
医師及び歯科医師	27 人	16 %	16 %
横浜市、川崎市、大阪市	4 人	15 %	16 %
千葉市、名古屋市	2 人	12 %	14 %
一宮市、小牧市	5 人	5 %	6 %
富山市、金沢市	5 人	2 %	3 %
岐阜市	7,585 人	2.4 %	5 %
大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市	6,301 人	2 %	2 %
上記以外の県内市町村	10,369 人	1 %	0 %

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給されます。

特殊勤務手当の支給実績等は、次のとおりです。

支給実績（7年4月）	70,117 千円
支給職員1人当たり平均支給月額（7年4月）	8,216 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年4月）	35.1 %
手当の種類（手当数）	27 種類

⑤ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対して支給される手当です。

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に、25%から175%までの支給率を乗じた額を支給します。

時間外勤務手当の支給実績等は、次のとおりです。

支給実績（7年4月）	425,113 千円
支給職員1人当たり平均支給月額（7年4月）	62,142 円
支給実績（6年4月）	438,124 千円
支給職員1人当たり平均支給月額（6年4月）	63,533 円

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

上記以外の手当には、次のものがあります。

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・配偶者は月額3,000円 ・子は月額11,500円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 ・16歳から22歳の子には5,000円加算	同じ	
住居手当	①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給 ②単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員に対し①の1/2の額を支給	異なる	国支給額 月額16,000円 を超える家賃を負担している職員に対し 月額28,000円まで支給
初任給調整手当	専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給 ①医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年	異なる	獣医師に係る手当について、国は支給

	<p>以内の期間にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地域に応じて支給</li> </ul> <p>1種 88,400円～370,400円 2種 67,000円～310,000円 3種 46,200円～252,400円 4種 34,400円～185,500円（参考：岐阜市は2種）</p> <p>②獣医師の職である職員で、採用の日から20年以内の期間にあるもの 上限55,000円</p> <p>③①、②に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの 上限2,500円</p>		なし
通勤手当	<p>通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給</p> <p>① 交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額150,000円まで</p> <p>②自動車等使用者 2km以上（片道）の使用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額39,900円まで</p> <p>② 新幹線・高速道路等利用者 異動等により通勤困難となった職員に対して特急料金又は高速料金の相当額を支給限度額の範囲内で加算</p>	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分（国は5kmごと、岐阜県は2kmごと）及びその手当額
単身赴任手当	<p>異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎額 30,000円</li> <li>・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算</li> </ul>	同じ	
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表、級及び区分に応じた定額 行政職給料表 40,400円～128,900円</li> </ul>	同じ	
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給	同じ	

	・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4~16%)		
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4~16%)	—	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教員に対し支給 ・給料月額×支給割合(5%、管理職については4%)	—	
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給 ・給料月額×支給率(3%~5%)	—	
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部等に勤務する教育職員に支給 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額(2,000円~8,000円)	—	
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料月額×8%	—	
宿日直手当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給 ①管理当直(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務) ・通常勤務1回につき 2,200円~4,400円 ②業務当直(学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等) ・通常勤務1回につき 2,650円~7,400円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急その他の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・週休日等 4,000円~12,000円/勤務1回 ・週休日等以外 2,000円~6,000円/勤務1回	同じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×勤務時間数	同じ	
休日勤務手当	休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員	同じ	

	に対し支給 ・勤務 1 時間当たりの給与額×135%×勤務時間数		
寒冷地手当	一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し 支給 ・8,200 円～29,400 円	同じ	
災害派遣手当等	災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために 県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在 することを要する場合等に支給 ・期間中 1 日につき 3,970 円～6,620 円	一	

#### (5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

知事等の特別職の報酬等については、次のとおりです。

区分		給料月額等	
給 料	知事	1,340,000 円	
	副知事	1,060,000 円	
報 酬	議長	1,020,000 円	
	副議長	920,000 円	
	議員	850,000 円	
期 末 手 当	知事	(7年度支給割合)	
	副知事	4.35 月分	
	議長	(7年度支給割合)	
退 職 手 当	副議長	4.35 月分	
	議員	(算定方式) 給料月額×在職月数×100 分の 58	(支給時期) 任期ごと
	副知事	給料月額×在職月数×100 分の 41	

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

令和7年4月1日現在における職員（看護師等の交替制勤務職員、学校教員、警察官等を除く一般の事務職員）の勤務時間その他の勤務条件の概要です。

##### (1) 勤務時間

###### ① 週休日及び勤務時間の割振り

###### ア 勤務時間

1週間当たり（週平均）38時間45分、1日につき7時間45分

8時30分～17時15分

###### イ 休憩時間

12時00分～13時00分

※休憩時間は、職務専念義務から完全に解放される自由な時間で、その間の給与は支給されません。

###### ウ 週休日

日曜日及び土曜日

※週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいいます。

###### ② 休日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日）

※休日とは、正規の勤務時間が割り振られているが、原則職務専念義務が免除される日をいいます。

###### ③ 育児短時間勤務

###### ア 意義及び性格

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を図るため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一般職の職員（非常勤職員等は対象となるない。）が、ウの勤務形態により勤務することが認められる制度です。給料は、勤務時間に応じて減額されます。

###### イ 取得可能期間

育児短時間勤務により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

###### ウ 勤務形態（4種類）

・月～金に各3時間55分（週19時間35分）

・月～金に各4時間55分（週24時間35分）

・月～金のうちの3日を各7時間45分（週23時間15分）

・月～金のうちの2日を各7時間45分+1日を3時間55分（週19時間25分）

##### (2) 休暇

###### ① 休暇の種類

休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。

###### ② 年次休暇

###### ア 意義及び性格

利用目的のいかんにかかわらず保障される有給休暇

###### イ 付与日数

1年（1暦年）ごとに20日（20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越し可）

※年の中途における新規採用職員等の付与日数は、その年の在職期間に応じて定められます。

### ③ 病気休暇

#### ア 意義及び性格

負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、医師の証明書等に基づき、治療に専念させる目的で勤務しないことが相当と認められる場合の有給休暇

#### イ 付与期間

○公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合

その療養に必要と認められる期間

○結核性疾患の場合

1年の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○妊娠に起因する疾病的場合

6月の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○上記以外の負傷又は疾病的場合

90日の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

### ④ 特別休暇

#### ア 意義及び性格

職員が私生活上ないし社会生活上の事由により勤務しないことが道義上、社会慣習上真にやむを得ないと認められる場合の有給休暇

#### イ 代表的な特別休暇と付与期間

○結婚の場合 7日以内

○出産の場合 産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）・産後8週間以内

○親族の死亡の場合 配偶者：10日以内、父母：7日以内、子：7日以内 等

○夏季休暇 6月から9月までの間に原則連続する4日（1日ごとに分割取得も可）

○骨髄提供の場合 その都度必要と認める日又は時間

○ボランティア参加の場合 1年に5日以内

○官公署へ出頭の場合 その都度必要と認める時間

### ⑤ 介護休暇

#### ア 意義及び性格

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の無給休暇  
イ 付与期間

通算して6月の期間内において必要と認められる期間

### ⑥ 介護時間

#### ア 意義及び性格

要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇

#### イ 付与期間

連続する3年の期間内において、1日つき2時間を超えない範囲内

### ⑦ 組合休暇

#### ア 意義及び性格

職員団体の執行機関、議決機関等の構成員として当該機関の業務に従事する場合の無給休暇

#### イ 付与期間

1年に30日以内

## **5 職員の休業の状況**

令和7年4月1日現在における職員の休業制度の概要及び取得状況です。

### **(1) 育児休業の概要**

#### **① 育児休業**

##### **ア 意義及び性格**

3歳に満たない子を養育する職員に対し、その身分を保有したまま、職務に従事せず育児に専念できる制度です。給料は支給されません。

##### **イ 取得可能期間**

当該育児休業に係る子が3歳に達する日まで

#### **② 部分休業**

##### **ア 意義及び性格**

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立を図る制度です。休業時間中、給料は支給されません。

##### **イ 取得可能期間及び時間**

期間：部分休業により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

時間：勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲

### **(2) 修学部分休業の概要**

#### **ア 意義及び性格**

大学等での修学のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。休業中、給料は支給されません。

#### **イ 取得可能期間及び時間**

期間：2年を超えない期間

時間：1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で必要とされる時間

### **(3) 自己啓発等休業の概要**

#### **ア 意義及び性格**

大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。給料は支給されません。

#### **イ 取得可能期間**

大学等課程の履修の場合は、2年（特に必要な場合は3年）を超えない期間

国際貢献活動の場合は、3年を超えない期間

### **(4) 配偶者同行休業の概要**

#### **ア 意義及び性格**

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、公務の運営に支障がなく、職務に復帰後一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思がある場合に認められる制度です。給料は支給されません。

#### **イ 取得可能期間**

3年を超えない期間

(5) 休業の取得状況（令和6年度中の新規取得者数）

(単位：人)

区分	育児 休業		育児部分 休業		修学部分 休業		自己啓発等 休業		配偶者同行 休業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
知事部局	86	53	3	22	0	0	0	0	0	0
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	89	410	16	97	0	0	1	1	0	4
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	121	36	0	16	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際園芸アカデミー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林文化アカデミー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	298	499	19	135	0	0	1	1	0	4

## 7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、「6 分限処分及び懲戒処分の状況」のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

さらに、岐阜県職員服務規程、岐阜県職員倫理規程及び岐阜県職員倫理憲章を制定し、職員が常に認識しておかなければならぬ基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を定めるとともに、職員の職務に利害関係がある事業者及び個人との接触に当たっての禁止事項等を定めています。

なお、教育委員会及び警察本部においても同様の規程を制定しています。

## 8 退職管理の状況

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、在職中のポストや職務内容に応じて、離職前の職務に関し、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、岐阜県においてもこれを円滑に実施するため、次の措置を講じています。

### ○再就職情報の届出

管理又は監督の地位にあった元職員が、離職後5年間、営利企業等に再就職した場合は、任命権者等に再就職情報を届け出なければならないと定めています。（岐阜県職員の退職管理に関する条例第3条）

なお、職員の再就職の状況については、県公式ホームページで公表しています。

## 6 分限処分及び懲戒処分の状況

令和6年4月から令和7年3月までの間に、分限処分及び懲戒処分を受けた職員数、処分の内容等の状況です。

### (1) 分限処分

#### ① 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合（地方公務員法（以下「法」）第28条第1項第1号）		1			1	
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号及び第2項第1号)			497		497	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			2		2	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計		1	499		500	
法第28条第4項により失職した者						

#### ② 休職者数

(単位：人)

区分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数	当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数	合計
心身の故障の場合 (法第28条第2項第1号)	232	10	242
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	2		2
条例で定める事由による場合 (法第27条第2項)			
合計	234	10	244

(2) 懲戒処分

① 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)			1	2	3	47
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合(法第29条第1項第2号)	2	1	3	2	8	105
全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)			2	1	3	143
合 計	2	1	6	5	14	295

② 行為別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
給与・任用関係						
一般服務違反関係	2	1	3	2	8	64
一般非行関係			2	3	5	17
収賄等関係						
道交法違反			1		1	134
管理・監督責任						80
合 計	2	1	6	5	14	295

※ 知事部局、教育委員会、公安委員会等を合わせて集計しています。

※ 同一の者が複数回にわたって分限処分又は懲戒処分に付された場合は、その数を重複して集計しています。

※ 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして集計しています。

## **9 研修の状況**

### **(1) 各任命権者の機関別の研修の概要**

令和6年度の各任命権者の機関別の研修の概要は、次のとおりです。

- ① 知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー

○職員研修所研修

職員研修機関である職員研修所が実施する幅広い研修

○所属機関研修

職務研修

全庁で実施される業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、全庁の担当職員等を対象に担当部局が実施する研修

部局研修

部局における業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や、効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、各部局内の担当職員等を対象に実施する研修

職場研修

各職場における業務の遂行過程を通して、職務上必要な知識、技能等の習得や県職員としての資質形成等を図るために、職員が勤務している職場内において実施する研修

○派遣研修

国、民間企業、大学院、海外等に派遣して、幅広い能力開発を図るための研修

- ② 教育委員会

○総合教育センター研修

教職員研修機関である総合教育センターが実施する幅広い研修（経験年数や職務に応じた研修、選択研修等）

○派遣研修

独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、民間企業、海外教育機関等に派遣して、資質や専門性の向上を図る研修

○校内研修

各学校の管理職や研修主事が中心となり、自校の課題やニーズを基に校内研修計画を策定して実施する研修

- ③ 警察本部

○学校教養

岐阜県警察学校、管区警察学校、警察大学校その他の教育機関において行う教養訓練

○職場教養

警察職員が職務を執行しながら修得すべき内容について、日常的に職場において行う教養訓練

## (2) 研修・教育機関における研修の実施状況

令和6年度の研修・教育機関における研修の実施状況は、次のとおりです。

### 岐阜県職員研修所

課程	講座数	修了者数(人)
指定研修（各階層への昇任時に実施する研修等）	14	3,038
選択研修（職員の能力向上を目指した研修等）	57	4,469
キャリア形成研修（職員のキャリア形成意識醸成のための研修）	2	122

### 岐阜県総合教育センター

課程	講座数	修了者数(人)
経験年数に応じた講座	35	1,571
職務に応じた講座	29	3,607
専門研修（重点講話、管理職アラカルト、学習指導、生徒指導、特別支援教育、経営・分掌、教育の情報化、スキル向上、育児休業復帰支援、スクールリーダー養成 等）	184	8,749

### 岐阜県警察学校等

実施機関	課程	修了者数(人)
岐阜県警察学校	初任科	124
	初任補修科	118
	巡查部長任用科	10
	警部補任用科	11
	部門別任用科	69
	専科	383
	一般職員初任科	24
中部管区警察学校	巡查部長任用科	80
	警部補任用科	57
	専科	22
	主任任用科	9
	係長任用科	5
他管区警察学校	専科	37
警察大学校	警部任用科	15
	専科	26
	指定職種任用科	4
	教官養成科	9
	術科指導者養成科	1

	研究科	2
	警察運営科	8
	課長補佐任用科	4
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1
	捜査幹部養成科	2
国際警察センター	捜査実務研修科	1
	語学研修科	9
	財務捜査研修センター	2
	取調べ技術総合研究・研修センター	0
	サイバーセキュリティ研究・研修センター	5
	情報通信学校	6

## 10 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害の認定状況（認定件数）

公務に起因する災害及び通勤災害について、令和6年度において以下のとおり認定しました。

なお、補償は、職員については地方公務員災害補償基金が行い、条例職員（県議会議員、その他の非常勤職員）については、県が行っています。

（単位：件）

区分	職員	条例職員
知事部局	29	2
議会事務局	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0
教育委員会	151	1
監査委員事務局	0	0
警察本部	25	1
人事委員会事務局	0	0
国際園芸アカデミー	0	0
森林文化アカデミー	0	0
合 計	205	4

### (2) 健康管理事業の実施状況（受診者数）

労働安全衛生法に基づき職員の定期健康診断を実施するとともに、結核予防法に基づく健康診断及び法令に定める特殊業務（有害要因を取り扱う業務等）に従事する職員に対して所定の健康診断を実施しました。

なお、平成5年度から30歳以上の希望職員に対して、また、平成22年度からは30歳代偶数年齢及び40歳以上の希望職員に対して、人間ドックを定期健康診断に位置づけて実施しています。

（単位：人）

区分	一般定期健康診断	人間ドック	結核精密健康診断	特殊業務従事者健康診断
知事部局	1,402	3,075	0	651
議会事務局	11	14	0	0
選挙管理委員会事務局	3	1	0	0
教育委員会	1,611	3,374	0	0
監査委員事務局	3	18	0	0
警察本部	1,567	2,468	0	340
人事委員会事務局	5	8	0	0
国際園芸アカデミー	4	17	0	2
森林文化アカデミー	14	36	0	0
合 計	4,620	9,011	0	993

### (3) 恩給及び退隠料支出の状況

昭和37年の共済組合制度発足前に退職した職員及び遺族に対して、恩給（国任命職員）及び退隠料（県任命職員）を支給しました。

（単位：人）

区分	恩給	恩給 扶助料	退隠料	退隠料 遺族扶助料
知事部局	0	3	0	3
教育委員会	3	10	0	0
警察本部	2	16	0	0
合 計	5	29	0	3

### (4) 利益の保護の状況

職員の利益については、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分についての不服申立、審査請求制度によって保護されています。

#### ① 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求制度は、職員が、勤務条件の改善を図るため、適当な措置が執られるよう、人事委員会に対して要求できる制度です。

なお、実際に職員から措置要求があった場合、人事委員会はその内容を審査し、必要な勧告を行うほか、あっせん等により問題の解決を図ります。

#### ② 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

不利益処分に関する不服申立て、審査請求制度は、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対してその処分のは正を要求できる制度です。

なお、実際に職員から不服申立て、審査請求があった場合、人事委員会は、その内容を審査し、処分の修正若しくは取消し又は承認を行います。

## 二 人事委員会の業務の状況

### 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

#### (1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和6年10月）

##### ① 給与勧告の概要

###### ○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（10,247円 2.76%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.50月分）は、民間のボーナス（4.61月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

##### ② 令和6年4月公民較差に基づく改定

###### <民間給与との比較>

###### 月例給

職員給与（行政職）は、民間給与を1人当たり平均10,247円（2.76%）下回っていた。

###### <調査結果>

民間の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)
381,502円	371,255円	10,247円（2.76%）

###### 特別給

職員の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数（年間4.50月）は、民間のボーナス支給月数（年間4.61月）を0.11月分下回っていた。

###### <調査結果>

民間の支給割合(A)	職員の支給割合(B)	較差(A)-(B)
4.61月	4.50月	0.11月

###### <職員の給与の改定>

###### 給料表

国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

###### 諸手当

###### 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手當に均等に配分

[実施時期] 月例給 令和6年4月1日  
特別給 令和6年12月1日

## (2) 公務運営の改善等に関する報告（令和6年10月）

- ① 人材の確保と活用
  - ・多彩で有為な人材の確保
  - ・人材の育成
  - ・能力・実績に基づく人事管理の推進
- ② 勤務環境の整備
  - ・長時間労働の是正
  - ・職員の健康管理
  - ・誰もが働きやすい職場環境づくり
  - ・ハラスメント防止対策
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
  - ・多様な働き方の推進
  - ・子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援
- ④ 公務員倫理の確立等

## (3) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和6年12月）

- ① 給与勧告の概要
  - 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（令和7年4月から実施）
    - ・職務や職責をより重視した給料表への見直し
    - ・扶養手当、地域手当、通勤手当等の諸手当を見直し
- ② 給料表
  - 初任給や若年層の給料月額を本年4月に遡及して大幅に引上げ
    - 職務や職責をより重視した給料表への見直し
    - <行政職給料表>
      - ・3級から7級において各級の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げ
      - ・8級及び9級において各級の初号の給料月額を、直近下位の級の最大の給料月額を上回るよう引上げ
    - <行政職給料表以外の給料表>
      - ・行政職給料表との均衡を基本に見直し
- ③ 扶養手当（段階的に実施）
  - ・配偶者に係る手当を廃止
  - ・子に係る手当額を引上げ（10,000円 → 13,000円）
- ④ 地域手当（段階的に実施）
  - ・岐阜市の支給割合（3%→1.8%）、大垣市等6市の地域の支給割合（3%→1%）、他の地域の支給割合は現行のまま維持（1%）
- ⑤ 通勤手当
  - ・1箇月当たりの通勤手当の支給限度額を引上げ（150,000円）、その範囲内で新幹線や高速道路等の利用に係る特別料金を全額支給
  - ・新幹線や高速道路等の特別料金の支給要件を見直し（片道30分以上短縮の支給要件を廃止）
- ⑥ その他の諸手当の見直し
  - ・勤勉手当の成績率、管理職員特別勤務手当等

## 2 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の状況(令和6年度)

(単位:人)

	実施日 (2次試験)	候補者名簿 確定日	職種	申込者数	受験者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	最終合格者数 (B)	採用見込 者数	採用 計画数	競争率 (A/B)
大学卒程度	6/16(7/8~7/19)	8/7	行政 I	372	194	141	132	71	71	45人程度	43	2.7
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	行政 II	559	478	126	78	30	30	10人程度	10	15.9
	6/16(7/8~7/19)	8/7	警察行政	75	41	33	29	16	16	15人程度	11	2.6
	6/16(7/8~7/19)	8/7	福祉 I	11	8	5	5	4	4	10人程度	7	2.0
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	福祉 II	22	19	16	13	4	4	若干人	2	4.8
	11/1~11/17(12/3)	12/19	福祉 II(2回目)	5	3	3	2	1	1	若干人	5	3.0
	6/16(7/8~7/19)	8/7	心理 I	14	3	2	2	2	2	10人程度	7	1.5
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	心理 II	26	26	23	17	4	4	若干人	2	6.5
	12/3	12/19	心理 II(2回目)	10	9	9	6	3	3	若干人	5	3.0
	6/16(7/8~7/19)	8/7	農学 I	23	6	5	5	1	1	5人程度	4	6.0
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	農学 II	50	46	45	28	13	13	5人程度	5	3.5
	6/16(7/8~7/19)	8/7	農業土木 I	7	1	1	1	0	0	若干人	1	-
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	農業土木 II	17	17	15	11	10	10	10人程度	6	1.7
	6/16(7/8~7/19)	8/7	畜産 I	6	2	2	2	2	2	若干人	2	1.0
	6/16(7/8~7/19)	8/7	水産 I	7	4	4	4	2	2	若干人	1	2.0
	6/16(7/8~7/19)	8/7	森林科学 I	14	4	4	4	3	3	若干人	2	1.3
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	森林科学 II	22	20	19	17	15	15	10人程度	7	1.3
	6/16(7/8~7/19)	8/7	土木 I	22	1	1	0	-	-	15人程度	11	-
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	土木 II	46	43	42	30	28	28	10人程度	6	1.5
	11/1~11/17(12/3)	12/19	土木 II(2回目)	7	7	6	5	5	5	若干人	5	1.4
	6/16(7/8~7/19)	8/7	建築 I	4	1	1	1	1	1	若干人	1	1.0
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	建築 II	16	14	14	7	4	4	若干人	2	3.5
	6/16(7/8~7/19)	8/7	電気 I	6	3	2	2	1	1	5人程度	2	3.0
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	電気 II	8	7	7	5	2	2	若干人	2	3.5
	11/1~11/17(12/3)	12/19	電気 II(2回目)	1	1	1	1	0	0	若干人	1	-
	6/16(7/8~7/19)	8/7	機械 I	3	1	1	1	0	0	若干人	1	-
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	機械 II	12	10	10	5	3	3	若干人	1	3.3
	6/16(7/8~7/19)	8/7	化学 I	6	2	2	2	1	1	若干人	1	2.0
(28種類) 計				1,371	971	540	415	226	226	-	153	4.3
資格免許職	6/16(7/8~7/19)	8/7	薬剤師 I	4	0	-	-	-	-	若干人	1	-
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	薬剤師 II	17	15	15	13	7	7	5人程度	3	2.1
	6/16(7/8~7/19)	8/7	保健師 I	13	2	2	2	1	1	若干人	2	2.0
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	保健師 II	28	27	24	24	12	12	5人程度	5	2.3
	6/16(7/8~7/19)	8/7	臨床検査技師 A I	5	3	2	2	2	2	若干人	1	1.5
	4/2~4/18(5.7~5.16)	6/4	臨床検査技師 A II	10	10	9	9	4	4	5人程度	2	2.5
	6/16(7/8~7/19)	8/7	管理栄養士 I	18	15	9	9	5	5	5人程度	4	3.0
	6/16(7/8~7/19)	8/7	精神保健福祉士 I	1	1	1	1	1	1	若干人	1	1.0
	9/29(10/17~10/22)	11/5	司書	43	26	8	8	2	2	若干人	1	13.0
(9種類) 計				139	99	70	68	34	34	-	20	2.9
短大・高校卒	9/29(10/17~10/22)	11/5	事務 A	39	32		19	10	10	10人程度	8	3.2
			事務 B(東濃)	12	9	33	3	3	3	若干人	2	3.0
			事務 B(飛騨)	7	6		3	2	2		3.0	
			警察事務	45	35		29	11	11	10人程度	7	3.2
			農業	6	6		5	4	4	若干人	2	1.5
			農業土木	7	6		6	6	6	5人程度	5	1.0
			林業	6	5		5	4	4	5人程度	3	1.3
			土木	8	8		7	6	6	5人程度	4	1.3
			7/21(8/19, 8/20)	9/6	事務(社会人枠)	129	74	43	35	5	5人程度	5
(9種類) 計				259	181	128	112	51	51	-	36	3.5
警察官	5/12(6/5~6/18)	7/5	警察官 A II(男性)※1	234	144	130	108	67	67	45人程度	45	2.1
			警察官 A II(女性)※1	79	47	43	32	25	25	15人程度	14	1.9
			警察官 A II(情報技術)※2	12	4	4	4	2	2	若干人	1	2.0
	9/22(10/16~11/8)	11/26	警察官 A II(男性)	74	33	29	23	8	8	5人程度	5	4.1
			警察官 A II(女性)	23	13	12	6	4	4	5人程度	5	3.3
			警察官 B(男性)※1	202	124	114	97	57	57	45人程度	45	2.2
			警察官 B(女性)※1	66	40	37	24	15	15	15人程度	15	2.7
			警察官 B(情報技術)	5	2	2	2	0	0	若干人	1	-
			(8種類) 計	695	407	371	296	178	178	-	131	2.3
小中学校等事務	6/16(7/8~7/19)	8/7	大学卒程度	18	14	13	13	6	6	10人程度	6	2.3
	9/29(10/17~10/22)	11/5	短大・高校卒程度	10	9	6	3	2	2	若干人	2	4.5
			社会人経験者	89	56	9	8	2	2	若干人	1	28.0
			(3種類) 計	117	79	28	24	10	10	-	9	7.9
障がい者対象	11/3 (11/18)	11/26	行政	16	9	7	7	3	3	5人程度	4	3.0
			事務	3	2	1	1	1	1	5人程度	3	2.0
			小中等事務	6	3	3	3	1	1	若干人	1	3.0
	(3種類) 計			25	14	11	11	5	5	-	8	2.8
合 計 (60種類)				2,606	1,751	1,148	926	504	504	-	357	3.5

(2) 採用選考の状況（令和6年度）

(単位：人)

任命権者 職又は職種	知事	教育委員会	警察本部長	計
部長相当職	1			1
次長相当職				
課長相当職	2 [20]	[28]		2 [48]
課長補佐相当職	1 [18]	[24]		1 [42]
主査相当職	23 [21]	[7]		23 [28]
主任相当職	23 [32]	[7]	[1]	23 [40]
主事・技師(7条5の2号、8号及び9号以外)	2 [8]	[1]	[1]	2 [10]
保育士				
職業訓練指導員				
獣医師				
ヘリコプター整備士				
史学	1			1
試験研究	4			4
鑑定業務に従事する職				
実科指導員			1	1
サイバー犯罪捜査官			1	1
芸術員	3			3
術科指導員				
任用替え				
警視			4	4
警部			12	12
警部補			6	6
巡査部長			6	6
巡査			1	1
計	60 [99]	0 [67]	31 [2]	91 [168]

(注) この表には、職員の任用に関する規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

[ ]内の数字は、異種の職への異動で外数です。

(3) 昇任選考の状況（令和6年度）

(単位：人)

任命権者 職又は職種	知事	教育委員会	警察本部長	計
部長相当職	6			6
次長相当職	17			17
課長相当職	99	5	7	111
課長補佐相当職				
主査相当職				
主任相当職				
主事相当職				
警視			15	15
警部				
警部補				
計	122	5	22	149

(注) この表には、職員の任用に関する規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

	令和5年度末の 係属件数	令和6年度中の 新規要求件数	令和6年度中の 処理件数	令和7年度への 繰越件数
措置要求	1	2	1	2

### 4 不利益処分についての不服申立て、審査請求の状況

(単位：件)

	令和5年度末の 係属件数	令和6年度中の 新規請求件数	令和6年度中の 処理件数	令和7年度への 繰越件数
不服申立て、 審査請求	1,911	1	0	1,912